

様式第16号(第12条関係)



令和2年 4月30日

三豊市長 山下 昭史 様

| | | | |
|-----|------------|---------------|--|
| 申請者 | 団体又は法人の所在地 | 三豊市山本町辻333番地1 | |
| | 団体又は法人の名称 | 特定非営利活動法人まちづく | |
| | 代表者氏名 | 理事長 近藤 雅春 | |
| | 電話番号 | 0875-63-1501 | |

地域内分権推進交付金実績報告書

平成31年 4月24日付け三政地第88号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 9,783,020円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算監査報告書
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表
- (5) 収支計算書
- (6) 全役員名簿
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

平成31年度事業報告書
(平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日)

法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

1. 事業の成果

(1) 全体評価

平成31年度の活動は、これまで行ってきた活動をベースにし、地域と推進隊山本が課題を共有し、手を携えて協力していくなどの「新たなしくみ」の構築を目指して実施した。基本理念の「住民が楽しく、幸せで、安全な生活ができるコミュニティの創造」に向けて、部会毎に毎月定例会を開催しながら、事業計画を遂行した。

「新たなしくみ」への取り組みとしては、すでに取り組んできた「オレンジカフェ共催及び研修」、「ICTでやまもと街歩き」、「プチボラ人材派遣活動」等を推し進めるとともに、「竹林会議」、「高齢者の栄養セミナー」等の新規事業を展開した。地域において新旧さまざまな協力関係が構築されてきており、活動継続の支えとなっている。

活動テーマとしている「交流人口の拡大」については、前述の事業に加え、「健康長寿体操教室」、「健康長寿茶話会」、「山本町を考える交流会」、「竹細工教室」などで、新たな交流を生み出しており、更なる進展を目指していきたい。

その他継続事業についても、従来からのつながりを維持しながら、年間を通して活動ができた。

1月に実施した「まちづくり推進隊山本 アンケート調査」の結果を踏まえ、来年度も住民のために「何が出来るのか、何をすればよいのか」を中心に据え、推進隊山本の活動を持続可能なものにしていきたい。

(2) 重点事業の成果

①健康推進事業

健康寿命延伸の3要素のうち、「運動」の部分推進隊山本オリジナルである「健康長寿体操」の周知と普及活動を中心に実施し、「栄養」の部分「高齢者の栄養セミナー」として実施し、合わせて「地域交流」を推進することができた。三豊市健康課、食生活改善推進協議会、たくまシーマックスなどとの連携は、年間を通して実施することができた。

②自主防災会支援事業

4地区の自主防災会への活動支援を最重要とし、毎月各地区自主防災会の情報交換を行い、各々の活動に活かすことができた。また、三豊市との合同防災訓練と防災意見交換会の実施、大洲市への防災視察研修、火災消火訓練などを通して、地域防災リーダーの育成を推進できた。

③魅力あふれる地域づくり事業

地域活性化の資源としての「竹(林)」の利活用について、様々な視点から模索した。従来からの「たけのこ掘り」、「竹細工教室」に加え、「竹林会議」では竹水取りや竹テント作り、先進地視察などから、竹林との共生に向けた可能性を拡げつつあり、次につながる活動ができた。

(3) 移譲業務他

自治会長、地区衛生委員他、多くの住民と接したり、窓口や電話での問い合わせにもしっかりと対応することができた。全般的には、つつがなく移譲業務を執行できた。

平成31年4月～令和2年3月個別事業報告書

(1)

| | | | | |
|---------|--|----------|--------|----------|
| 事業名 | 健康推進事業（健康長寿体操教室） | | | |
| 事業内容 | 3年前に作成した「健康長寿体操」を普及させるため、毎月2回健康長寿体操教室を開催した。教室が住民の集まる場「居場所づくり」となり、新しいネットワークとなっている。新型コロナウイルス対策のため、3月に2回予定していた教室は中止とした。 | | | |
| 実施日時 | 毎月第2・第4水曜日 14:00～15:30 | | | |
| 実施場所 | 山本町農村環境改善センター2階・生涯学習センター研修室(11/3) | | | |
| 参加者・受益者 | 山本町住民 (延人数 394人) | | | |
| 役務提供者 | 講師、会員、事務局 (実人数 人) (※延人数 30人) | | | |
| 決算額 | 収入額 | 190,600円 | 支出額 | 190,600円 |
| | 内訳 受取交付金 | 190,600円 | 内訳 諸謝金 | 187,000円 |
| | | | 賃借料 | 3,600円 |

(2)

| | | | | |
|---------|---|---------|---------|---------|
| 事業名 | 健康推進事業（健康講演会） | | | |
| 事業内容 | 三豊市立西香川病院の大塚智丈院長と、三豊市健康福祉部介護保険課南部高齢者サポートの野島正光氏をお招きし、「認知症 何でもお答えします Q&A」と題した、Q&A形式の講演会を開催した。 | | | |
| 実施日時 | 7/13（土）9:30～11:30 | | | |
| 実施場所 | 山本庁舎2階大会議室 | | | |
| 参加者・受益者 | 山本町住民 (延人数 66人) | | | |
| 役務提供者 | 講師、会員、事務局 (実人数 人) (※延人数 18人) | | | |
| 決算額 | 収入額 | 41,848円 | 支出額 | 41,848円 |
| | 内訳 受取交付金 | 41,848円 | 内訳 消耗品費 | 4,540円 |
| | | | 諸謝金 | 30,000円 |
| | | | 通信運搬費 | 4,992円 |
| | | | 業務委託費 | 2,316円 |

(3)

| | | | | |
|---------|---|----------|---------|----------|
| 事業名 | 健康推進事業（グランドゴルフ親睦大会「理事長杯」） | | | |
| 事業内容 | 4地区の住民交流を深めるとともに、健康維持増進をはかるため、山本町民を対象にグランドゴルフ大会「まちづくり推進隊山本理事長杯」を2回開催した。 また、他の団体主催の大会に用具の貸出しも行った。 | | | |
| 実施日時 | 7/27 18:30～20:30 1/7 9:00～11:30 | | | |
| 実施場所 | 山本町ふれあい公園多目的広場 | | | |
| 参加者・受益者 | 山本町住民 (延人数 122人) | | | |
| 役務提供者 | 会員、グランドゴルフ同好会、事務局 (実人数 18人) (※延人数 人) | | | |
| 決算額 | 収入額 | 100,787円 | 支出額 | 100,787円 |
| | 内訳 受取交付金 | 61,187円 | 内訳 消耗品費 | 54,477円 |
| | 受取負担金 | 39,600円 | 食糧費 | 30,682円 |
| | | | 通信運搬費 | 140円 |
| | | | 賃借料 | 6,800円 |
| | | | 保険料 | 2,688円 |
| | | | 諸謝金 | 6,000円 |

(4)

| | | | | |
|---------|--|---------|---------|---------|
| 事業名 | 健康推進事業（まちづくり推進隊理事長杯ペタンク大会） | | | |
| 事業内容 | 高齢者の健康保持増進を図り、地域住民相互の交流を深めることを目的として、ペタンク大会（まちづくり推進隊山本理事長杯）を開催した。長寿会連合会との共催で、14チームの参加があった。 また、練習・他の大会参加用に用具の貸出を行なった。 | | | |
| 実施日時 | 2月19日 8:15～ | | | |
| 実施場所 | 山本町ふれあい公園ゲートボール場 | | | |
| 参加者・受益者 | 山本町住民 (延人数 42人) | | | |
| 役務提供者 | 長寿会連合会、会員、事務局 (実人数 人) (※延人数 6人) | | | |
| 決算額 | 収入額 | 21,421円 | 支出額 | 21,421円 |
| | 内訳 受取交付金 | 21,421円 | 内訳 消耗品費 | 15,725円 |
| | | | 食糧費 | 4,814円 |
| | | | 保険料 | 882円 |

(5)

| | | | | |
|---------|---|---------|----------|---------|
| 事業名 | 健康推進事業（いきいき健康教室） | | | |
| 事業内容 | 本人・家族・地域が幸せになり、健康でいきいきと暮らせる町を目指して企画した。「ボディメイクヨガ&体シェイプ」と「カラダ・動く&青竹」をプログラムに取り入れた運動教室（全10回）を開催した。 （協力：NPO法人三豊市総合型地域文化スポーツクラブ） | | | |
| 実施日時 | 5/9～7/11 毎木曜 14:00～15:00 | | | |
| 実施場所 | 山本町農村環境改善センター2階 | | | |
| 参加者・受益者 | 山本町住民 (延人数 158人) | | | |
| 役務提供者 | 講師、会員、事務局 (実人数 人) (※延人数 20人) | | | |
| 決算額 | 収入額 | 82,800円 | 支出額 | 82,800円 |
| | 内訳 受取交付金 | 22,800円 | 内訳 業務委託費 | 75,600円 |
| | 受取負担金 | 60,000円 | 通信運搬費 | 7,200円 |
| | | | | |

(6)

| | | | | |
|---------|--|---------|---------|---------|
| 事業名 | 健康推進事業（健康長寿茶話会） | | | |
| 事業内容 | 健やかで心豊かに生活できる社会の実現を目的に、ミニ講話約30分＋茶話会約60分の内容で開催（全10回）し、16名の申し込みがあった。講師（マスター）は藤田等氏で、第8回のゲストは介護保険課野島氏にお願いした。 | | | |
| 実施日時 | 9/10～11/19 毎火曜 14:00～15:30 | | | |
| 実施場所 | 山本町保健センター2階 | | | |
| 参加者・受益者 | 山本町住民 (延人数 115人) | | | |
| 役務提供者 | 講師及びマスター、会員、事務局 (実人数 人) (※延人数 20人) | | | |
| 決算額 | 収入額 | 18,198円 | 支出額 | 18,198円 |
| | 内訳 受取交付金 | 2,198円 | 内訳 賄材料費 | 14,799円 |
| | 受取負担金 | 16,000円 | 消耗品費 | 2,333円 |
| | | | 通信運搬費 | 1,066円 |

(7)

| | | | | |
|---------|--|---------|----------|------|
| 事業名 | 高齢者生活サポート事業（オレンジカフェ共催及び研修） | | | |
| 事業内容 | オレンジカフェやまもと（全10回）を特別養護老人ホーム優楽荘と共催で実施した。毎回、講話とアトラクションを行い、毎回スタッフ間で意見交換をしながら、オレンジカフェ運営を行った。 2月に企画していた「認知症カフェ勉強会」は、コロナウイルス対策のため中止とした。 | | | |
| 実施日時 | 4/18、5/16、6/2、7/18、8/15(台風接近のため中止)、9/19、10/17、11/21、12/19、1/16、2/20、3/19(コロナウイルス対策のため中止) | | | |
| 実施場所 | 特別養護老人ホーム優楽荘1階ホール | | | |
| 参加者・受益者 | 参加者 (延人数 435人) | | | |
| 役務提供者 | 会員、事務局 (実人数 人) (※延人数 66人) | | | |
| 決算額 | 収入額 | 600円 | 支出額 | 600円 |
| | 内訳 受取交付金 | -7,400円 | 内訳 通信運搬費 | 600円 |
| | 受取負担金 | 8,000円 | | |

(8)

| | | | | |
|---------|--|----------|----------|----------|
| 事業名 | 高齢者生活サポート事業（高齢者の栄養セミナー） | | | |
| 事業内容 | 一人暮らしの高齢者、いわゆる「独居高齢者」の世帯増加をテーマに、栄養（食）の事業を全8回で企画した。参加者は19名で、7回中5回参加者には、修了証書を授与した。 最終回は新型コロナウイルス対策のため中止とし、資料を送付して終了とした。 | | | |
| 実施日時 | 12/3、12/17、1/8、1/21、2/4、2/8、2/18、3/3（コロナウイルス対策のため中止） | | | |
| 実施場所 | 山本町保健センター2階・農村環境改善センター・山本町生涯学習センター・ふれあい公園 | | | |
| 参加者・受益者 | 参加者 (延人数 104人) | | | |
| 役務提供者 | 事務局 (実人数 人) (※延人数 14人) | | | |
| 決算額 | 収入額 | 104,960円 | 支出額 | 104,960円 |
| | 内訳 受取交付金 | 66,960円 | 内訳 通信運搬費 | 10,400円 |
| | 受取負担金 | 38,000円 | 資料作成費 | 12,356円 |
| | | | 消耗品費 | 8,822円 |
| | | | 賄材料費 | 18,095円 |
| | | | 賃借料 | 2,400円 |
| | | | 食糧費 | 2,407円 |
| | | | 諸謝金 | 35,000円 |
| | | | 旅費交通費 | 4,480円 |
| | | 業務委託費 | 11,000円 | |

(9)

| | | | | |
|---------|---|---------|---------|---------|
| 事業名 | 魅力あふれる地域づくり事業（天神山ふれあいの森遊歩道整備） | | | |
| 事業内容 | 財田西老人会、財田西有志、まちづくり推進隊会員で天神山遊歩道の整備（草刈り、はみ出した木の伐採、落ち葉掃き、清掃等）を行った。草刈り機等の費用弁償は年1回としている。 | | | |
| 実施日時 | 7/27 | 11/16 | 2/15 | |
| 実施場所 | 天神山遊歩道 | | | |
| 参加者・受益者 | 山本町住民（延人数 55人） | | | |
| 役務提供者 | 財田西老人会、財田西有志、事務局（実人数 2人） （※延人数 55人） | | | |
| 決算額 | 収入額 | 68,689円 | 支出額 | 68,689円 |
| | 内訳 受取交付金 | 68,689円 | 内訳 消耗品費 | 61,468円 |
| | | | 食糧費 | 7,221円 |

(10)

| | | | | |
|---------|---|---------|---------|---------|
| 事業名 | 魅力あふれる地域づくり事業（貸し農園「ぼたん市民農園」） | | | |
| 事業内容 | 休耕田の有効活用を目的に「ぼたん市民農園」を開園している。現在の農地利用者は2名である。 募集チラシを作成し、各戸配布を行った。また、農園契約につなげる目的で、月1回農園作業を行っている。 | | | |
| 実施日時 | 通年 | | | |
| 実施場所 | ぼたん市民農園 | | | |
| 参加者・受益者 | 山本町住民（延人数 2人） | | | |
| 役務提供者 | 会員、事務局（実人数 人） （※延人数 人） | | | |
| 決算額 | 収入額 | 45,200円 | 支出額 | 45,200円 |
| | 内訳 受取交付金 | 35,200円 | 内訳 地代家賃 | 10,000円 |
| | 受取負担金 | 10,000円 | 印刷製本費 | 35,200円 |

(11)

| | | | | |
|---------|--|---------|---------|---------|
| 事業名 | 魅力あふれる地域づくり事業（たけのこ園の維持管理） | | | |
| 事業内容 | 健全育成事業（たけのこ園を通しての交流会）の支援を目的に、神田地区にある「たけのこ園」の維持管理活動を、推進隊山本の会員と地域の方が共に実施している。 猪対策としてネットを張ったが、落石があったため事業は中止することとなった。 | | | |
| 実施日時 | 4/13、5/15、12/5、2/13、3/29 | | | |
| 実施場所 | 神田地区たけのこ園 | | | |
| 参加者・受益者 | 山本町住民（延人数 人） | | | |
| 役務提供者 | 会員、事務局、地域おこし協力隊（実人数 人） （※延人数 32人） | | | |
| 決算額 | 収入額 | 67,872円 | 支出額 | 67,872円 |
| | 内訳 受取交付金 | 67,872円 | 内訳 消耗品費 | 52,384円 |
| | | | 地代家賃 | 10,000円 |
| | | | 食糧費 | 2,408円 |
| | | | 諸謝金 | 3,080円 |

(12)

| | | | | |
|---------|--|---------|---------|---------|
| 事業名 | 魅力あふれる地域づくり事業（未契約区画利用活動） | | | |
| 事業内容 | 貸し農園「ぼたん市民農園」の維持管理のため、契約の無い18区画の有効利用として野菜を栽培し、秋には収穫祭を行った。また、グランドゴルフ大会等の行事に、収穫した作物を提供した。 | | | |
| 実施日時 | 4/19 タマネギ草取り・肥料石灰散布業、4/26 マルチ張り、 5/15 さつまいもツル挿し、5/24 水やり、6/16 タマネギ収穫、 6/19 ジャがいも収穫、9/8 いも試し堀り、ジャがいも植え、 9/20 つるとマルチ除け、9/29 収穫祭、10/26 落花生収穫、 12/16 ジャがいも堀り・玉ねぎ植え | | | |
| 実施場所 | ぼたん市民農園 | | | |
| 参加者・受益者 | 山本町住民 (延人数 77人) | | | |
| 役務提供者 | 会員、事務局、地域おこし協力隊 (実人数 人) (※延人数 51人) | | | |
| 決算額 | 収入額 | 65,478円 | 支出額 | 65,478円 |
| | 内訳 受取交付金 | 55,478円 | 内訳 消耗品費 | 63,842円 |
| | 受取負担金 | 10,000円 | 賄材料費 | 156円 |
| | | | 保険料 | 1,480円 |

(13)

| | | | | |
|---------|--|--------|---------|--------|
| 事業名 | 魅力あふれる地域づくり事業（幼竹を使ったメンマ作り） | | | |
| 事業内容 | 国産メンマ作りが放棄竹林対策に有効ではないかと考え、試作品を2種類作成し試食会を行ったが、商品化のめどが立たず、次年度の事業は中止とする。今後は、経験者の指導が必要である。 | | | |
| 実施日時 | 通年 | | | |
| 実施場所 | 河内地区にある竹やぶ、河内公民館 | | | |
| 参加者・受益者 | 山本町住民 (延人数 人) | | | |
| 役務提供者 | 会員 (実人数 人) (※延人数 6人) | | | |
| 決算額 | 収入額 | 7,914円 | 支出額 | 7,914円 |
| | 内訳 受取交付金 | 7,914円 | 内訳 消耗品費 | 7,914円 |

(14)

| | | | | |
|---------|---|---------|---------|---------|
| 事業名 | 健全育成事業（竹細工教室） | | | |
| 事業内容 | 平成29年度から「竹」をテーマにした事業を立ち上げ、今年度も、山本小学校の子どもたちを対象に、「竹」に興味を持ってもらうことを目的に「竹細工教室」を開催し、竹あかりを作成した。 ボランティアとして、観音寺信用金庫山本支店が参加した。 | | | |
| 実施日時 | 7月25日（準備作業）、7月27日 竹細工教室9:00～11:00 | | | |
| 実施場所 | 山本生涯学習センター クラフト工房室 | | | |
| 参加者・受益者 | 小学生・保護者 (延人数 26人) | | | |
| 役務提供者 | 会員、事務局、地域おこし協力隊、 観音寺信用金庫山本支店 (実人数 人) (※延人数 16人) | | | |
| 決算額 | 収入額 | 49,375円 | 支出額 | 49,375円 |
| | 内訳 受取交付金 | 49,375円 | 内訳 消耗品費 | 39,968円 |
| | | | 保険料 | 1,000円 |
| | | | 賃借料 | 6,000円 |
| | | | 食糧費 | 2,407円 |

(15)

| | | | |
|---------|---|---------|-----------------------|
| 事業名 | 健全育成事業（たけのこ掘りを通しての交流会） | | |
| 事業内容 | 平成27年度より、神田小から引き継いで維持管理を行っている「たけのこ園」において、収穫時期に各幼稚園、保育所の5歳児を招待して、たけのこ掘りを通しての交流会を行った。 | | |
| 実施日時 | 4/15（月）山本保育所、4/23（火）各幼稚園 | | |
| 実施場所 | たけのこ園、神田定住センター | | |
| 参加者・受益者 | 山本保育所・各幼稚園児 | | （延人数 63人） |
| 役務提供者 | 会員、神田地区有志、事務局 | | （実人数 人） （※延人数 23人） |
| 決算額 | 収入額 | 36,347円 | 支出額 36,347円 |
| | 内訳 受取交付金 | 36,347円 | 内訳 食糧費 2,407円 |
| | | | 旅費交通費 33,940円 |

(16)

| | | | |
|---------|--|---------|-----------------------|
| 事業名 | 里山整備事業（ぼだい山登山道整備） | | |
| 事業内容 | 山本町の自然保護として、里山（ぼだい山）を保護有効活用する目的で、登山道の整備を辻地区社会福祉協議会、辻地区有志、まちづくり推進隊会員と共に進めてきた。 今年度も、引き続き景観の向上及び安全性の確保を目的として、登山道周辺の維持管理を行った。 | | |
| 実施日時 | 5/21.22 7/30.31 8/1.2 10/21～23 1/5 2/15 3/19.24 | | |
| 実施場所 | 山本町辻地区ぼだい山 | | |
| 参加者・受益者 | 山本町民・登山愛好者 | | （延人数 25人） |
| 役務提供者 | 会員、事務局、地域おこし協力隊、 ぼだい山里山愛好会 | | （実人数 人） （※延人数 14人） |
| 決算額 | 収入額 | 19,164円 | 支出額 19,164円 |
| | 内訳 受取交付金 | 19,164円 | 内訳 消耗品費 16,757円 |
| | | | 食糧費 2,407円 |

(17)

| | | | |
|---------|---|---------|-----------------------|
| 事業名 | 里山整備事業（立石山登山道の整備） | | |
| 事業内容 | 平成25年度からの継続事業であり、登山道の急峻で危険な箇所やすべりやすい箇所にステップや手摺ロープを設置してきた。今年度は、従来より実施している草刈りや落葉掻きと共に、老朽化した看板・登山ポストを更新する。また、急な坂道にステップを増設した。 山本町の自然保護と里山（立石山）の保護有効活用を目的に実施する。 | | |
| 実施日時 | 11/17 | | |
| 実施場所 | 山本町神田地区立石山 | | |
| 参加者・受益者 | 山本町民・登山愛好者 | | （延人数 45人） |
| 役務提供者 | 会員、事務局、地域おこし協力隊、 | | （実人数 人） （※延人数 16人） |
| 決算額 | 収入額 | 63,116円 | 支出額 63,116円 |
| | 内訳 受取交付金 | 63,116円 | 内訳 消耗品費 58,302円 |
| | | | 食糧費 4,814円 |

(18)

| | | | |
|---------|--|----------|------------------|
| 事業名 | 広報事業（山本町暮らしの情報） | | |
| 事業内容 | 保育所、幼稚園、小・中学校、山本町公民館、各分館等の山本町内の行事・ごみ収集日など、身近な情報をカレンダーで把握できるようにし、住民に周知することを目的に作成した。 | | |
| 実施日時 | 毎月1回 | | |
| 実施場所 | 事務所、山本支所会議室 | | |
| 参加者・受益者 | 山本町住民（延人数 一人） | | |
| 役務提供者 | 交流部会会員、事務局（実人数 一人） （※延人数 68人） | | |
| 決算額 | 収入額 | 120,048円 | 支出額 120,048円 |
| | 内訳 受取交付金 | 120,048円 | 内訳 消耗品費 120,048円 |

(19)

| | | | |
|---------|---|----------|-------------------|
| 事業名 | 広報事業（広報紙の発行） | | |
| 事業内容 | まちづくり推進隊山本の活動内容・まちづくりの考え方等を町民に周知する目的で発行した。2,300部作成し、広報配布時に各戸配布した。また、公民館等に配布・推進隊の事業活動時に配布を行った。 | | |
| 実施日時 | 8月 1月 年 2回発行 | | |
| 実施場所 | 事務所 | | |
| 参加者・受益者 | 山本町住民（延人数 一人） | | |
| 役務提供者 | 広報部会会員、事務局（実人数 一人） （※延人数 19人） | | |
| 決算額 | 収入額 | 180,940円 | 支出額 180,940円 |
| | 内訳 受取交付金 | 180,940円 | 内訳 印刷製本費 180,940円 |

(20)

| | | | |
|---------|---|---------|----------------|
| 事業名 | 魅力発信事業（ICTでやまもと街歩き） | | |
| 事業内容 | 山本町の風景や伝承をデータとして残していく事を目的に、会合とフィールドワークを実施した。 11/23には、山本町を考える交流会との合同で活動し、香川短期大学経営情報科の学生14名が参加した。また、1/23には、地域ICTクラブプログラミング教育フォーラム（岡山市）に3名参加した。 | | |
| 実施日時 | 4/25、5/22、6/20、7/24 大興寺撮影会、9/17、10/21、11/23 逆瀬池で遊ぼう、12/17、1/23 地域ICTクラブフォーラム、2/6 | | |
| 実施場所 | 支所会議室、大興寺、逆瀬池、岡山市 | | |
| 参加者・受益者 | 会員（延人数 87人） | | |
| 役務提供者 | 会員、事務局（実人数 一人） （※延人数 20人） | | |
| 決算額 | 収入額 | 24,564円 | 支出額 24,564円 |
| | 内訳 受取交付金 | 21,364円 | 内訳 賄材料費 2,000円 |
| | 受取負担金 | 3,200円 | 食糧費 5,164円 |
| | | | 旅費交通費 17,400円 |

(21)

| | | | | |
|---------|---|---------|---------|---------|
| 事業名 | 魅力発信事業（山本町を考える交流会） | | | |
| 事業内容 | 女性の参加を増やし、女性の目線で顔を合わせながら自由に話し合い、山本町の課題解決を目指していく目的で、イベントを4回開催した。 新規会員の参加や、市民農園で採れた野菜の利用、他事業との合同企画の実施など、様々な活動を展開できた。 | | | |
| 実施日時 | 6/30（日）逆瀬池を歩こう、8/7（水）玉ねぎでタレを作ろう、11/23（土）逆瀬池で遊ぼう、12/21（土）野菜ジャムで絵をかこう | | | |
| 実施場所 | 逆瀬池及び河内婦人の家、神田定住促進センター、保健センター | | | |
| 参加者・受益者 | 会員、山本町住民（延人数 53人） | | | |
| 役務提供者 | 会員、事務局、地域おこし協力隊（実人数 人） （※延人数 20人） | | | |
| 決算額 | 収入額 | 23,949円 | 支出額 | 23,949円 |
| | 内訳 受取交付金 | 11,149円 | 内訳 消耗品費 | 7,971円 |
| | 受取負担金 | 12,800円 | 食糧費 | 5,164円 |
| | | | 賄材料費 | 10,814円 |

(22)

| | | | | |
|---------|---|---------|---------|---------|
| 事業名 | 魅力発信事業（竹林会議） | | | |
| 事業内容 | 竹林での過ごし方を提案し、竹林を拠点とする交流の場として竹林を整備していく目的で、神田地区の竹林及び周辺を整備した。 5月には「竹水取り」イベントを開催。2月には平口竹材店による竹ドーム講習を行った。 | | | |
| 実施日時 | 5/18・19 竹水取り、8/23、9/18、10/23、11/19、12/10、2/5 竹ドーム講習、3/16 | | | |
| 実施場所 | 神田地区の竹林 | | | |
| 参加者・受益者 | 会員、住民（延人数 58人） | | | |
| 役務提供者 | 講師、会員、事務局（実人数 人） （※延人数 7人） | | | |
| 決算額 | 収入額 | 26,234円 | 支出額 | 26,234円 |
| | 内訳 受取交付金 | 26,234円 | 内訳 消耗品費 | 13,594円 |
| | | | 旅費交通費 | 2,640円 |
| | | | 諸謝金 | 10,000円 |

(23)

| | | | | |
|----------|---|---------|----------|---------|
| 事業名 | 自主防災会支援事業（防災研修会・防災講演会） | | | |
| 事業内容 | 南海トラフ大地震発生の予想、局地的集中豪雨の発生等を踏まえ、自治会・地区単位で立ち上がっている自主防災組織の支援、平時の防災啓発活動を行うことを目的にする。 6月の三豊市主催の防災講演会に参加協力した。また、第1回「行政との防災懇談会」を開催した。 | | | |
| 活動時期及び回数 | 6/8 三豊市防災講演会 8/28 行政との防災懇談会 | | | |
| 実施場所 | 山本町農村環境改善センター、山本支所2F | | | |
| 参加者・受益者 | 山本町民（延人数 146人） | | | |
| 役務提供者 | 会員、事務局、三豊市危機管理課（実人数 人） （※延人数 8人） | | | |
| 決算額 | 収入額 | 47,520円 | 支出額 | 47,520円 |
| | 内訳 受取交付金 | 47,520円 | 内訳 新聞図書費 | 47,520円 |

(24)

| | | | |
|---------|---|----------|-----------------|
| 事業名 | 危機管理事業（災害に強いまちづくり「防災訓練」「訓練用資器材貸出」） | | |
| 事業内容 | 6月に、三豊市主催の防災講演会と合同で、防災訓練（AED取扱いと土のう作り）を実施した。 1月には、火災発生時の初期消火訓練＋ロープワーク訓練を行った。 | | |
| 実施日時 | 6/8（土）9：00～、1/11（土）9：00～ | | |
| 実施場所 | 山本町農村環境改善センター及び駐車場、河川敷公園駐車場 | | |
| 参加者・受益者 | 山本町住民（延人数 192人） | | |
| 役務提供者 | 会員、事務局（実人数 人） （※延人数 31人） | | |
| 決算額 | 収入額 | 115,182円 | 支出額 115,182円 |
| | 内訳 受取交付金 | 115,182円 | 内訳 消耗品費 99,211円 |
| | | | 食糧費 7,221円 |
| | | | 保険料 8,750円 |

(25)

| | | | |
|---------|--|---------|-----------------|
| 事業名 | 危機管理事業（応急救護所設置） | | |
| 事業内容 | 7月のグランドゴルフ大会にて、猛暑のため応急救護所を設置して、救急救命士1名およびクーラーボックスに氷・おしぼり経口補水液などの対策をした。 防災訓練や、1月のグランドゴルフ大会、ペタンク大会でも応急救護所を開設した。 | | |
| 実施日時 | 6/8 9：00～、7/17 18：30～、1/7 8：30～、1/11 9：00～ | | |
| 実施場所 | 山本町ふれあい公園多目的広場／ゲートボール場、山本町農村環境改善センター及び駐車場、河川敷公園駐車場 | | |
| 参加者・受益者 | 山本町住民（延人数 356人） | | |
| 役務提供者 | 会員、事務局（実人数 人） （※延人数 10人） | | |
| 決算額 | 収入額 | 47,068円 | 支出額 47,068円 |
| | 内訳 受取交付金 | 47,068円 | 内訳 消耗品費 47,068円 |
| | | | |

(26)

| | | | |
|---------|--|---------|----------------|
| 事業名 | 人材育成事業（活動参加仕組み作り） | | |
| 事業内容 | まちづくり活動に参加し易い環境作りとして、会員が気楽に楽しみながら参加できる仕組み作りを継続して実施した。30ポイント達成者は22名だった。 | | |
| 実施日時 | 通年 | | |
| 実施場所 | 山本町 | | |
| 参加者・受益者 | 山本町住民（延人数 22人） | | |
| 役務提供者 | 事務局（実人数 人） （※延人数 人） | | |
| 決算額 | 収入額 | 66,000円 | 支出額 66,000円 |
| | 内訳 受取交付金 | 66,000円 | 内訳 諸謝金 66,000円 |
| | | | |

(27)

| | | | | |
|---------|---|----------|--------|----------|
| 事業名 | 会員研修事業（視察研修） | | | |
| 事業内容 | 9月5日に自主防災会支援事業の一環として、各地区自主防災会と協働で、愛媛県大洲市三善地区へ視察研修を行った。 また、9月14日に推進隊託問／高瀬主催の勉強会（講師：藤岡喜美子氏）を共催し、事務局合田が推進隊山本の活動発表をした。 2月25日に、阿南市の竹林再生会議への視察研修を行った。 | | | |
| 実施日時 | 9/5 大洲市視察研修、9/14 勉強会参加、2/25 阿南市視察研修 | | | |
| 実施場所 | 大洲市三善公民館、みとよ未来創造館大ホール、阿南市竹林他 | | | |
| 参加者・受益者 | 会員、各地区自主防災会（延人数 30人） | | | |
| 役務提供者 | 会員、事務局（実人数 人） （※延人数 3人） | | | |
| 決算額 | 収入額 | 291,780円 | 支出額 | 291,780円 |
| | 内訳 受取交付金 | 291,780円 | 内訳 賃借料 | 236,056円 |
| | | | 食糧費 | 4,814円 |
| | | | 研修費 | 15,600円 |
| | | | 旅費交通費 | 20,890円 |
| | | | 保険料 | 8,100円 |
| | | 諸謝金 | 6,320円 | |

(28)

| | | | | |
|---------|--|---------|--------|---------|
| 事業名 | 人材育成事業（プチボラ人材派遣活動） | | | |
| 事業内容 | 会員の豊富な経験（特技・能力・専門知識等）を活かし、活動をレベルアップするために「プチボラ人材バンク」を創設し、社会貢献するシステムを構築していく。10件の派遣活動を行った。 | | | |
| 実施日時 | 4/16 健康長寿講演会（辻元気会）、 8/3 竹細工教室（小松尾子ども会）、 8/16 そうめん流し（庵上子ども会）、 8/28 消火器の使い方（山本支所）、 9/22 ロープ訓練（神田地区自主防災会）、 10/10 健康長寿茶話会（元気会交流会）、 11/4 救護員（宝山湖周辺ウォーキング）、 12/4 健康長寿茶話会（三谷いきいきサロン）、 1/24 うどん打ち講習（辻地区社協）、 1/25 うどん打ち教室（辻地区子育てサロン） | | | |
| 実施場所 | 公民館辻分館、神田分館、庵上公民館、山本支所、農村環境改善センター、宝山湖、三谷公民館 | | | |
| 参加者・受益者 | 辻元気会、小松尾子ども会、庵上子ども会、山本支所、神田地区自主防災会、元気会交流会、宝山湖周辺ウォーキング実行委員会、三谷いきいきサロン、辻地区社協（延人数 378人） | | | |
| 役務提供者 | 会員、事務局（実人数 人） （※延人数 24人） | | | |
| 決算額 | 収入額 | 30,000円 | 支出額 | 30,000円 |
| | 内訳 受取交付金 | 30,000円 | 内訳 諸謝金 | 30,000円 |

(29)

| | | | | |
|---------|---|---------|---------|---------|
| 事業名 | 環境美化事業（EMぼかしづくり活動） | | | |
| 事業内容 | 生ごみ減量化対策として、EM菌を利用したぼかしづくり作業を実施した。生ごみ処理容器は9名の申込みがあった。 | | | |
| 実施日時 | 9/23（祝）9：00～11：00 | | | |
| 実施場所 | 山本庁舎駐車場 | | | |
| 参加者・受益者 | 山本町住民（延人数 31人） | | | |
| 役務提供者 | EMぼかしづくり参加者、事務局（実人数 7人） （※延人数 38人） | | | |
| 決算額 | 収入額 | 50,397円 | 支出額 | 50,397円 |
| | 内訳 受取交付金 | 34,903円 | 内訳 消耗品費 | 37,613円 |
| | 受取負担金 | 15,494円 | 食糧費 | 4,814円 |
| | | | 通信運搬費 | 4,920円 |
| | | | 諸謝金 | 3,050円 |

(30)

| | | | | |
|---------|---|---------|----------|---------|
| 事業名 | 高齢者生活サポート事業（元気会送迎支援活動） | | | |
| 事業内容 | 神田地区・河内地区で、元気会へのタクシーでの送迎を支援した。一部自己負担（1人300円）とし、差額を送迎支援としてタクシー会社に支払った。 | | | |
| 実施日時 | 4/18、5/14、6/11、6/20、8/20、8/22、9/10、11/12、11/21、12/10 | | | |
| 実施場所 | 各地区公民館分館 | | | |
| 参加者・受益者 | 各地区元気会会員（延人数 42人） | | | |
| 役務提供者 | 事務局（実人数 人） （※延人数 人） | | | |
| 決算額 | 収入額 | 12,450円 | 支出額 | 12,450円 |
| | 内訳 受取交付金 | 12,450円 | 内訳 業務委託費 | 12,450円 |

(31) 移譲業務

| | | | | |
|---------|------------------------------------|----------|---------|----------|
| 事業名 | 公共施設管理 | | | |
| 事業内容 | 消耗品等の補充、及び農業振興課・健康課と協議して軽微な修繕を行った。 | | | |
| 実施日時 | 4月～3月 | | | |
| 実施場所 | 山本町保健センター、老人ふれあいプラザ、山本町農村環境改善センター | | | |
| 参加者・受益者 | 山本町住民（延人数 一人） | | | |
| 役務提供者 | 事務局（実人数 2人） （※延人数 一人） | | | |
| 決算額 | 収入額 | 105,819円 | 支出額 | 105,819円 |
| | 内訳 受取交付金 | 105,819円 | 内訳 消耗品費 | 105,819円 |

(32) 移譲業務

| | | | | |
|---------|---|--------|--------|--------|
| 事業名 | 交通安全 | | | |
| 事業内容 | 交通安全週間中、山本町内の交差点で交通安全キャンペーン活動を支援した。 | | | |
| 実施日時 | 5月20日(月)雨天中止、7月5日(金)、9月30日(月) | | | |
| 実施場所 | 長瀬橋交差点、山本支所東側交差点 | | | |
| 参加者・受益者 | 山本町住民 (延人数 50人) | | | |
| 役務提供者 | 事務局、交通指導員、交通安全母の会、(実人数 人) 高齢者交通指導員、交通安全協会、三豊警察署 (※延人数 50人) | | | |
| 決算額 | 収入額 | 7,221円 | 支出額 | 7,221円 |
| | 内訳 受取交付金 | 7,221円 | 内訳 食糧費 | 7,221円 |

(33) 移譲業務

| | | | | |
|---------|--|----------|----------|--------------|
| 事業名 | 三豊市自治会連合会山本支部事務局 | | | |
| 事業内容 | 三豊市自治会連合会山本支部に関する一切の事務を行った。 4/5 役員会 4/10 総会 広報「みとよ」等配布手配に関することを行った。(月末前日) | | | |
| 実施日時 | 通年 | | | |
| 実施場所 | — | | | |
| 参加者・受益者 | 山本町住民 (延人数 一人) | | | |
| 役務提供者 | 事務局 (実人数 2人) (※延人数 人) | | | |
| 決算額 | 収入額 | 300,000円 | 支出額 | 300,000円 |
| | 内訳 受取交付金 | 300,000円 | 内訳 支払助成金 | 300,000円 |
| | | | | 5,000円×60自治会 |
| | ※三豊市自治会連合会山本支部(別会計)として事業を実施 | | | |

(34) 移譲業務

| | | | | |
|---------|--|----|-----|----|
| 事業名 | 三豊市地区衛生組織連合会山本支部事務局 | | | |
| 事業内容 | 三豊市地区衛生組織連合会山本支部に関する事務を行った。(役員会、総会、視察研修、クリーン作戦、紙ひも・ごみ袋配布、河川清掃、ダンボールコンポスト受付配布等) | | | |
| 実施日時 | 通年 | | | |
| 実施場所 | 山本町内 | | | |
| 参加者・受益者 | 山本町住民 (延人数 一人) | | | |
| 役務提供者 | 事務局 (実人数 2人) (※延人数 人) | | | |
| 決算額 | 収入額 | 一円 | 支出額 | 一円 |
| | ※三豊市地区衛生組織連合会山本支部(別会計)として事業を実施 | | | |

(35) 移譲業務

| | | | |
|---------|------------------------------------|----|-----------------------|
| 事業名 | その他の移譲業務 | | |
| 事業内容 | グリーンパトロールの窓口、イベント用品貸出しに関する事務等を行った。 | | |
| 実施日時 | 通年 | | |
| 実施場所 | 山本町内 | | |
| 参加者・受益者 | 山本町住民 | | (延人数 一人) |
| 役務提供者 | 事務局 | | (実人数 2人) (※延人数 一人) |
| 決算額 | 収入額 | 一円 | 支出額 一円 |
| | 内訳 受取交付金 | | 内訳 円 |

※延人数の積算 = (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載

3、総会、代議員会、理事会等の開催状況

| | | | |
|----------|---|------|-----------------|
| 会議名 | 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本通常総会 | | |
| 開催日時 | 平成31年 4月17日 19時～20時30分 | 出席状況 | 25人 (委任状24人) |
| 審議及び議決内容 | 第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 平成30年度事業報告・決算報告について 第3号議案 平成31年度事業計画(案)・収支予算(案)について 第4号議案 次期役員選任について | | |

| | | | |
|----------|--|------|-----------------|
| 会議名 | 第1回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会 | | |
| 開催日時 | 平成31年 4月 9日 19時～20時50分 | 出席状況 | 理事 16人 監事 2人 |
| 審議及び議決内容 | 第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 平成30年度事業報告及び収支決算について 第3号議案 平成31年度事業計画(案)及び収支予算(案)について 第4号議案 任期満了に伴う役員改選について | | |

| | | | |
|----------|---|------|-----------------|
| 会議名 | 第2回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会 | | |
| 開催日時 | 令和元年 6月26日 19時～20時30分 | 出席状況 | 理事 12人 監事 1人 |
| 審議及び議決内容 | 第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 地域づくり団体全国研修交流会について 第4号議案 アンケート調査実施について 第5号議案 観光交流局入会について | | |

| | | | |
|--------------------|--|------|----------------------------|
| 会 議 名 | 第3回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会 | | |
| 開 催 日 時 | 令和元年 8月 7日 19時～20時50分 | 出席状況 | 理事 10人 (委任状1人) 監事 2人 |
| 審 議 及 び 議 決 内 容 | 第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 第1四半期会計報告について 第3号議案 活動結果報告について 第4号議案 まちづくり推進隊アンケートについて 第5号議案 研修会「楽しい地域活動2019～まちづくりって何?～」共催 について | | |

| | | | |
|--------------------|---|------|---------------------------|
| 会 議 名 | 第4回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会 | | |
| 開 催 日 時 | 令和元年 9月10日 19時～19時50分 | 出席状況 | 理事 9人 (委任状1人) 監事 2人 |
| 審 議 及 び 議 決 内 容 | 第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 まちづくり推進隊アンケートについて 第4号議案 事務局員の研修について | | |

| | | | |
|--------------------|---|------|-----------------|
| 会 議 名 | 第5回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会 | | |
| 開 催 日 時 | 令和元年10月28日 19時～20時40分 | 出席状況 | 理事 10人 監事 1人 |
| 審 議 及 び 議 決 内 容 | 第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 令和元年度収支予算書について 第4号議案 令和元年度上半期会計報告について | | |

| | | | |
|--------------------|---|------|-----------------|
| 会 議 名 | 第6回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会 | | |
| 開 催 日 時 | 令和元年12月 2日 19時～20時20分 | 出席状況 | 理事 12人 監事 1人 |
| 審 議 及 び 議 決 内 容 | 第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 まちづくりアンケートについて | | |

| | | | |
|--------------------|---|------|-----------------|
| 会 議 名 | 第7回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会 | | |
| 開 催 日 時 | 令和2年 1月15日 19時～20時20分 | 出席状況 | 理事 11人 監事 1人 |
| 審 議 及 び 議 決 内 容 | 第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 第3四半期会計報告について 第4号議案 令和2年度事業計画について 第5号議案 視察研修について | | |

| | | | |
|--------------------|--|------|-----------------|
| 会 議 名 | 第8回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会 | | |
| 開 催 日 時 | 令和2年 2月18日 19時～20時40分 | 出席状況 | 理事 11人 監事 2人 |
| 審 議 及 び 議 決 内 容 | 第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 令和2年度事業計画（活動提案書）について 第4号議案 平成31年事業計画予算変更について | | |

| | | | |
|--------------------|--|------|-----------------|
| 会 議 名 | 第9回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会 | | |
| 開 催 日 時 | 令和2年 3月10日 19時～20時20分 | 出席状況 | 理事 11人 監事 2人 |
| 審 議 及 び 議 決 内 容 | 第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 事務局員の雇用について 第3号議案 活動結果報告について 第4号議案 令和2年度事業計画（活動提案書）について | | |

| | | | |
|--------------------|--|------|-----------------|
| 会 議 名 | 第10回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会 | | |
| 開 催 日 時 | 令和2年 3月24日 19時～20時50分 | 出席状況 | 理事 11人 監事 1人 |
| 審 議 及 び 議 決 内 容 | 第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 令和2年度事業計画（活動提案書）について 第4号議案 令和2年度総会について | | |

様式第18号(第12条関係)

決算監査報告書

法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
代表者氏名 理事長 近藤 雅春 様

平成31年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和2年4月7日

法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

監事

岩本忠博



監事

秋山 貴裕

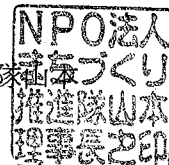


これは、決算監査報告書の原本に相違ありません。

香川県三豊市山本町辻333番地1

特定非営利活動法人まちづくり推進隊

理事長 近藤 雅春



決算報告書

第 8 期

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊

香川県三豊市山本町辻 3 3 3 番地 1



財 産 目 録

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 2年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

| | |
|---------|------------------|
| 小口 現金 | 30,000 |
| 普通 預金 | <u>1,575,877</u> |
| 現金・預金 計 | <u>1,605,877</u> |

流動資産合計

1,605,877

【固定資産】

(有形固定資産)

| | |
|--------|----------------|
| 構 築 物 | 53,793 |
| 車両運搬具 | 1 |
| 機械及び装置 | 280,292 |
| 什器 備品 | <u>482,744</u> |

有形固定資産 計

816,830

固定資産合計

816,830

資産の部 合計

2,422,707

《負債の部》

【流動負債】

| | |
|-------------|---------------|
| 前受交付金 | 1,546,980 |
| 預り金 (源泉所得税) | <u>18,764</u> |

流動負債 計

1,565,744

負債の部 合計

1,565,744

正味財産

856,963

貸借対照表

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 2年 3月31日 現在

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|---------------|------------------|--------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 【流動資産】 | | 【流動負債】 | |
| (現金・預金) | | 前受交付金 | 1,546,980 |
| 小口 現金 | 30,000 | 預り金(源泉所得税) | 18,764 |
| 普通 預金 | 1,575,877 | 流動負債 計 | 1,565,744 |
| 現金・預金 計 | 1,605,877 | 負債合計 | 1,565,744 |
| 流動資産合計 | 1,605,877 | 正 味 財 産 の 部 | |
| 【固定資産】 | | 【正味財産】 | |
| (有形固定資産) | | 前期繰越正味財産額 | 1,131,568 |
| 構 築 物 | 53,793 | 当期正味財産増減額 | △274,605 |
| 車両運搬具 | 1 | 正味財産 計 | 856,963 |
| 機械及び装置 | 280,292 | 正味財産合計 | 856,963 |
| 什器 備品 | 482,744 | | |
| 有形固定資産 計 | 816,830 | | |
| 固定資産合計 | 816,830 | | |
| 資産合計 | 2,422,707 | 負債及び正味財産合計 | 2,422,707 |

活動計算書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

自平成31年4月1日 至令和2年3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

| | | |
|-------|-----------|-----------|
| 受取負担金 | 213,094 | |
| 受取交付金 | 9,783,020 | 9,996,114 |

【事業収益】

| | | |
|------|--|-------|
| 事業収益 | | 8,200 |
|------|--|-------|

【その他収益】

| | | |
|------|--|----|
| 受取利息 | | 27 |
|------|--|----|

経常収益計

10,004,341

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

| | |
|------|---|
| 人件費計 | 0 |
|------|---|

(その他経費)

| | |
|-----------|-----------|
| 業務委託費(事業) | 101,366 |
| 諸謝金(事業) | 376,450 |
| 印刷製本費(事業) | 216,140 |
| 旅費交通費(事業) | 79,350 |
| 通信運搬費(事業) | 29,318 |
| 消耗品費(事業) | 817,856 |
| 食糧費(事業) | 93,965 |
| 資料作成費(事業) | 12,356 |
| 賄材料費(事業) | 45,864 |
| 地代家賃(事業) | 20,000 |
| 賃借料(事業) | 254,856 |
| 減価償却費(事業) | 152,035 |
| 保険料(事業) | 22,900 |
| 研修費(事業) | 15,600 |
| 新聞図書費(事業) | 47,520 |
| 支払助成金 | 300,000 |
| その他経費計 | 2,585,576 |

事業費計

2,585,576

【管理費】

(人件費)

| | |
|---------|-----------|
| 給料手当 | 4,466,472 |
| 役員報酬 | 664,000 |
| 役員議事報償費 | 369,000 |
| 法定福利費 | 792,218 |
| 福利厚生費 | 14,300 |
| 人件費計 | 6,305,990 |

(その他経費)

| | |
|-------|---------|
| 印刷製本費 | 236,112 |
| 諸謝金 | 2,000 |
| 会議費 | 52,957 |
| 旅費交通費 | 46,270 |
| 車両燃料費 | 23,957 |

活動計算書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

自平成31年4月1日至令和2年3月31日

| | | | |
|--------------|-----------|-----------|------------|
| 通信運搬費 | 323,616 | | |
| 消耗品費 | 194,307 | | |
| 水道光熱費 | 40,000 | | |
| 減価償却費 | 200,997 | | |
| 保険料 | 142,912 | | |
| リース料 | 104,976 | | |
| 租税公課 | 4,000 | | |
| 業務委託料 | 15,276 | | |
| その他経費計 | 1,387,380 | | |
| 管理費計 | | 7,693,370 | |
| 経常費用計 | | | 10,278,946 |
| 当期経常増減額 | | | △274,605 |
| 【経常外収益】 | | | |
| 経常外収益計 | | | 0 |
| 【経常外費用】 | | | |
| 経常外費用計 | | | 0 |
| 税引前当期正味財産増減額 | | | △274,605 |
| 当期正味財産増減額 | | | △274,605 |
| 前期繰越正味財産額 | | | 1,131,568 |
| 次期繰越正味財産額 | | | 856,963 |

損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金 213,094

受取交付金 9,783,020

【事業収益】

事業収益 8,200

【その他収益】

受取利息 27

経常収益計

10,004,341

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

業務委託費(事業) 101,366

諸謝金(事業) 376,450

印刷製本費(事業) 216,140

旅費交通費(事業) 79,350

通信運搬費(事業) 29,318

消耗品費(事業) 817,856

食糧費(事業) 93,965

資料作成費(事業) 12,356

賄材料費(事業) 45,864

地代家賃(事業) 20,000

賃借料(事業) 254,856

減価償却費(事業) 152,035

保険料(事業) 22,900

研修費(事業) 15,600

新聞図書費(事業) 47,520

支払助成金 300,000

その他経費計 2,585,576

事業費計

2,585,576

【管理費】

(人件費)

給料手当 4,466,472

役員報酬 664,000

役員議事報償費 369,000

法定福利費 792,218

福利厚生費 14,300

人件費計 6,305,990

(その他経費)

印刷製本費 236,112

諸謝金 2,000

会議費 52,957

旅費交通費 46,270

車両燃料費 23,957

損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日

| | | |
|--------------|------------------|-------------------|
| 通信運搬費 | 323,616 | |
| 消耗品 費 | 194,307 | |
| 水道光熱費 | 40,000 | |
| 減価償却費 | 200,997 | |
| 保 險 料 | 142,912 | |
| リ ー ス 料 | 104,976 | |
| 租税 公課 | 4,000 | |
| 業務委託料 | 15,276 | |
| その他経費計 | <u>1,387,380</u> | |
| 管理費 計 | | <u>7,693,370</u> |
| 経常費用 計 | | <u>10,278,946</u> |
| 当期経常増減額 | | <u>△274,605</u> |
| 【経常外収益】 | | |
| 経常外収益 計 | | 0 |
| 【経常外費用】 | | |
| 経常外費用 計 | | 0 |
| 税引前当期正味財産増減額 | | <u>△274,605</u> |
| 当期正味財産増減額 | | <u>△274,605</u> |
| 前期繰越正味財産額 | | <u>1,131,568</u> |
| 次期繰越正味財産額 | | <u>856,963</u> |

全 役 員 名 簿

(平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

| 役名 | 氏名 | 住所又は居所 | 就任期間 | 報酬を受けた期間 |
|------|--------|------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 理事長 | 近藤 雅春 | 三豊市山本町神田959番地3 | 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 | 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 |
| 副理事長 | 藤田 等 | 三豊市山本町財田西1183番地1 | 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 | 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 |
| 副理事長 | 白川 良三 | 三豊市山本町河内3157番地1 | 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 | 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 |
| 理事 | 橋田 正敏 | 三豊市山本町辻4251番地3 | 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 | なし |
| 理事 | 大橋 正幸 | 三豊市山本町辻1353番地 | 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 | なし |
| 理事 | 永田 剛之 | 三豊市山本町辻3426番地 | 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 | なし |
| 理事 | 細川 恵美子 | 三豊市山本町河内1310番地1 | 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 | なし |
| 理事 | 獅々堀 英明 | 三豊市山本町河内139番地 | 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 | なし |
| 理事 | 藤川 和子 | 三豊市山本町大野269番地27 | 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 | なし |
| 理事 | 山川 英俊 | 三豊市山本町大野329番地 | 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 | なし |
| 理事 | 高橋 寛栄 | 三豊市山本町大野2706番地1 | 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 | なし |
| 理事 | 片山 幸男 | 三豊市山本町財田西212番地11 | 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 | なし |
| 理事 | 田淵 暁 | 三豊市山本町大野2030番地2 | 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 | なし |
| 理事 | 岩倉 道夫 | 三豊市山本町神田2960番地 | 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 | なし |
| 理事 | 近藤クミ子 | 三豊市山本町神田1459番地4 | 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 | なし |
| 理事 | 片桐 淳一 | 三豊市山本町神田3991番地2 | 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 | なし |
| 監事 | 岩本 忠博 | 三豊市山本町河内1000番地8 | 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 | 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 |
| 監事 | 秋山 章裕 | 三豊市山本町辻1914番地 | 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 | 平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 |

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市山本町辻 333 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい山本町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人又は団体

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上16人以内
 - (2) 監事2人以上5人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあつては理事会又は総会の議決により、監事にあつては総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 理事の選任又は解任
- (7) 監事の選任又は解任
- (8) 理事及び監事の職務及び報酬
- (9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求め一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 一般会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市山本町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

| | |
|------|-------|
| 理事長 | 藤田 等 |
| 副理事長 | 圖子 鎮雄 |
| 副理事長 | 近藤 雅春 |
| 理事 | 岩倉 道夫 |
| 同 | 中西 克人 |
| 同 | 永田 剛之 |
| 同 | 藤原 啓子 |

| | |
|----|--------|
| 同 | 藤田 穂 |
| 同 | 藤川 香織 |
| 同 | 小野 洋二 |
| 同 | 高橋 寛栄 |
| 同 | 森 善四郎 |
| 同 | 近藤 クミ子 |
| 同 | 岩本 忠博 |
| 監事 | 秋山 章裕 |
| 同 | 白川 晶弘 |

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定に関わらず、成立の日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

これは、当法人の定款である。

香川県三豊市山本町辻 3 3 3 番地 1

特定非営利活動法人まちづくり推進

理 事 長 近藤 雅春

